# 南伊豆町林道施設長寿命化計画 (個別施設計画)

令和3年3月 南伊豆町役場 地域整備課

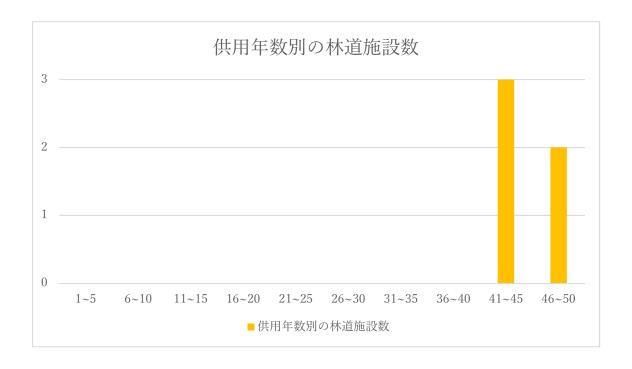
# 南伊豆町林道施設長寿命化計画(個別施設計画)

## 1. 基本的事項

南伊豆町における林道施設は、林道橋は5施設である。昭和 48 年から昭和 55 年までに建設されており、供用年数別の林道施設数は下記の通りである。

財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 43 年 3 月 31 日大蔵省令 第 15 号)」によると橋梁の耐用年数は 60 年であり、建設年度が最も古い「林道滝の田線無名橋」において共用年数が 48 年であり、耐用年数を計画する林道施設は 2033 年度から出現することとなる。現段階から林道施設の現状を個別毎に把握するとともに、現状を踏まえた施設毎の維持管理・更新等を実施する持続可能なメンテナンスサイクルを構築することによって、林道施設維持管理費用の縮減及び平準化を図ることが重要である。

これらを踏まえ、維持管理に当たっては「予防保全型維持管理」の考え方を導入し、橋梁の長寿命化によるコスト縮減と利用者への安全性の確保に努めていく。



#### 2. 対象施設

本計画の対象とする施設は別紙のとおりである。

#### 3. 計画期間

本計画における施設毎の計画期間は別紙のとおりである。

## 4. 施設の優先度

本計画における施設毎の優先度は別紙のとおりである。

# 5. 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された(または本計画の策定 時点で把握されている)施設毎の状態については別紙のとおりである。

# 6. 対策内容と実施時期

上記「施設の優先度」及び「施設の状態等」を踏まえ、施設毎に講じる対策の内容及 び実施時期について別紙のとおり計画する。

## 7. 対策費用

個別施設毎の対策費用の概算については別紙のとおりである。

なお、この金額は計画策定時点に」置ける概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や社会情勢の変化等により金額に変動が生じる場合がある。